

地域医療支援病院制度の概要

1 趣旨

地域医療支援病院の制度は、医療施設機能の体系化の一環として、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じてかかりつけ医等を支援する能力を備え、かかる病院としてふさわしい構造設備等を有するものについて、知事が地域医療支援病院の名称を承認するものであり、平成9年の医療法改正（平成10年4月1日施行）で制度化されたものである。

2 開設できる者

国、都道府県、市町村、社会医療法人、公的医療機関、医療法人、一般社団法人、一般財団法人、学校法人、社会福祉法人、独立行政法人地域医療機能推進機構、エイズ治療拠点病院又は地域がん診療拠点病院であり、かつ地域医療支援に実績を有する病院の開設者等

3 承認要件

(1) 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供する体制が整備されており、次のいずれかの場合に該当していること。

ア 紹介率が80%以上であること。

イ 紹介率が65%以上で、かつ、逆紹介率が40%以上であること。

ウ 紹介率が50%以上で、かつ、逆紹介率が70%以上であること。

$$\text{紹介率} = \frac{\text{紹介患者の数}}{\text{初診患者の数}} \times 100$$

$$\text{逆紹介率} = \frac{\text{逆紹介患者の数}}{\text{初診患者の数}} \times 100$$

※初診患者の数には、救急患者等の数は含めない。

(2) 病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具を、地域の医療従事者の診療、研究又は研修のために利用させるための体制が整備されていること。

(3) 救急医療を提供する能力を有すること。

(4) 地域の医療従事者の資質向上を図るための研修を行わせる能力を有すること。

(5) 厚生労働省令で定める数（200床）以上の患者を入院させるための施設を有すること。

(6) 地域医療支援病院として、次の施設を有し、かつ必要な記録を備えること。
集中治療室、診療に関する諸記録、検査施設（化学、細菌、病理）、病理解剖室、研究室、講義室、図書室、救急用又は患者輸送用自動車、医薬品情報管理室

4 医療審議会の意見

地域医療支援病院の名称承認を行うに当たっては、あらかじめ、県医療審議会の意見を聴かなければならない。

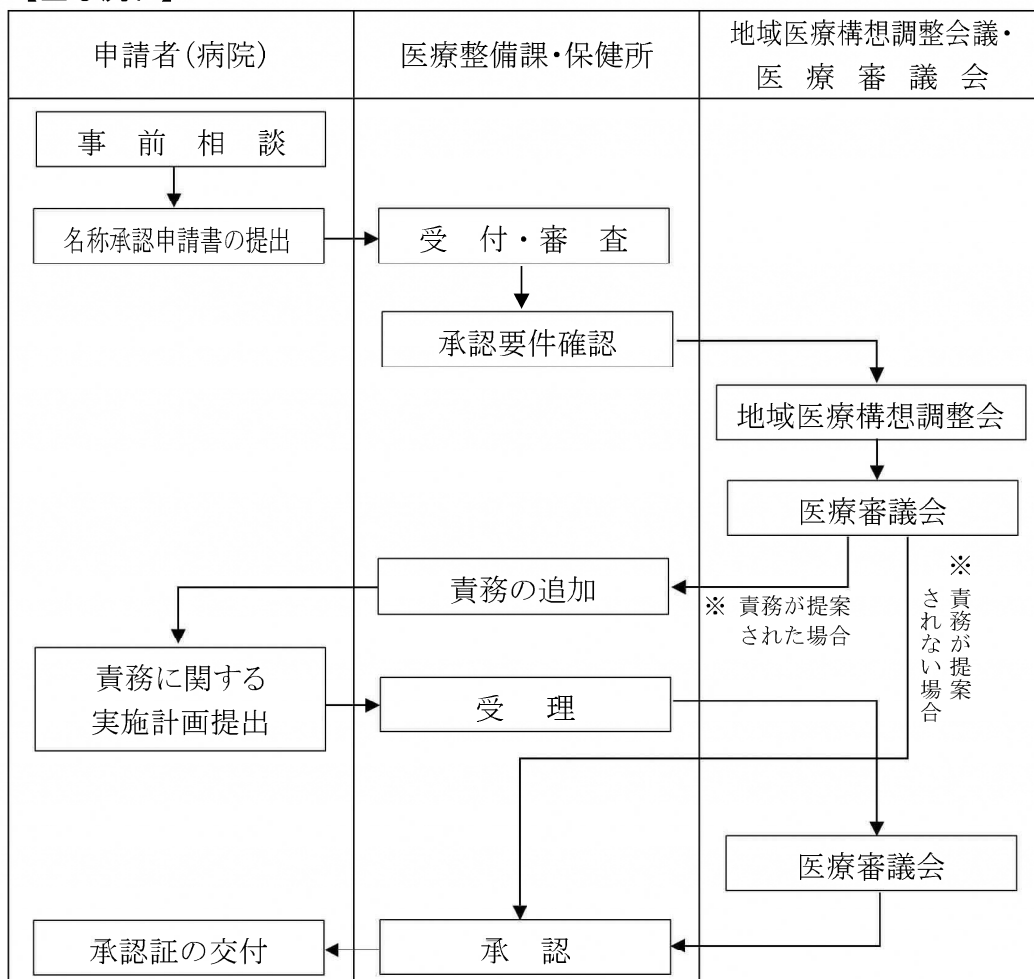
5 承認手続について

地域医療支援病院の承認が地域における病床機能の分化及び連携に影響を与えることが想定されることから、あらかじめ当該病院が所在する二次保健医療圏の地域医療構想調整会議において協議した上で、その協議結果及び地域の実情を踏まえて医療審議会で審議する。

また、地域医療支援病院の管理者の責務として、「地域における医療の確保を図るために当該病院が行うことが特に必要であるものとして都道府県知事が定める事項」を追加できる。当該事項を追加又は変更しようとする場合には、当該病院が所在する二次保健医療圏の地域医療構想調整会議において協議するとともに、医療審議会で審議する。

6 手続の流れ

【主な流れ】



- ・ 地域医療構想調整会議及び医療審議会において責務が提案された場合、申請者に責務に関する実施計画の策定を求め、医療審議会にて計画内容を確認した上で承認を行う。
- ・ 地域医療構想調整会議における協議及び医療審議会における審議を通して、具体的な責務が提案されている場合、承認を行った後に、当該提案に基づき責務を追加する。この場合は、協議・審議は既に行っているとみなして差し支えない。

7 承認状況

本市では、これまでに次の 6 病院を承認している。

	医療機関名	所在地	病床数	認定日
1	埼玉県立小児医療センター	さいたま市中央区新都心 1-2	316	平成 10 年 10 月 1 日
2	さいたま市民医療センター	さいたま市西区島根 299-1	340	平成 22 年 8 月 31 日
3	さいたま赤十字病院	さいたま市中央区新都心 1-5	638	平成 23 年 8 月 29 日
4	さいたま市立病院	さいたま市緑区三室 2460	637	平成 29 年 10 月 25 日
5	独立行政法人 地域医療機能推進機構 埼玉メディカルセンター	さいたま市浦和区北浦和 4-9-3	395	令和 2 年 9 月 18 日
6	自治医科大学附属 さいたま医療センター	さいたま市大宮区天沼町 1-847	628	令和 4 年 1 月 31 日